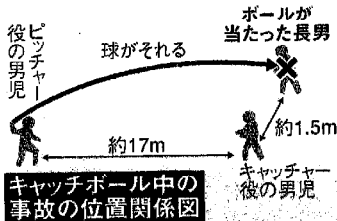


キャッチボールそれた球当たり死亡

2児童の親に賠償責任

600万支払い命令 危険「予見できた」

仙台地裁判決



小学五年の長男(当時十歳)が公園で突然死したのは、キャッチボールでそれ

た軟式球が胸付近に当たったためとして、高城町柴田郡の両親がキャッチボールをしていた小学四年生の男児一人(ともに当時九歳)の両親を相手取り、計約6255万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が十七日、仙台地裁であった。田村幸一裁判官は、「男児にはボールが他人に当たり、死亡することもあるという予見可能性があった」などと認定、男児二人の両親に指導

た軟式球が胸付近に当たったためとして、高城町柴田郡の両親がキャッチボールをしていた小学四年生の男児一人(ともに当時九歳)の両親を相手取り、計約6255万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が十七日、仙台地裁であった。田村幸一裁判官は、「男児にはボールが他人に当たり、死亡することもあるという予見可能性があった」などと認定、男児二人の両親に指導

監督義務があったとして、連帯して慰謝料など計約6000万円を支払うよう命じた。

判決などによると、長男は、二〇〇二年四月十五日午後四時ごろ、同郡内の公園で妹らが滑り台で遊んでいるのを見ながら遊んで球がそれ、胸付近に当たった。長男はその場に倒れ込み、病院に運ばれたが、約四時間後に死亡した。球を

投げた男児は、同級生をキャッチャー役にして約十七分離れ、キャッチボールをしていた。長男は、キャッチャー役の男児から約一・五メートル後方に立っていた。被告の両親側は「長男に球が当たった証拠がない」などと反論していたが、田村裁判官は、長男の死因について、警察の実況見分や解剖結果などから、投げた球が胸付近に当たったことで、心臓に衝撃が加わり心

停止する「心臓震とう」を起したと結論付けた。

さらに、球を投げた男児は当時、スポーツ少年団の軟式野球チームに所属し、友人や父親としてはキャッチボールをしていたと指摘。公園を管理している自治体の条例では公園内での球技は禁止されていないが、男児らの近くにはグラ

ンクやシーソーなどの遊具が設けられ、当時数人の小学生が遊んでおり、田村裁判官は「ボールがそれて他人にあたる」ことが十分に予見でき、他人に傷害を与え、さらには死亡に至らざるべきところもある」と予見しえたというべきだと認定。「こたいた」とコメント。両親側は、判決を不服として控

訴する方針。

意義務があったとし、「小学生的なボールが胸に当たり、死亡すると予見するのは不可能」とする被告側の主張を退けた。

原告の母親(41)は「息子の死の真相を知りたいと懇訴したが、良い判決をいた